

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設運営方針

令和2年5月26日

越谷市

1 目的

新型コロナウイルス感染症が終息しない中で、感染予防や感染拡大防止を図りながら災害時における避難所の開設及び運営に資することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 避難所の過密状態の防止
- (2) 避難所の衛生管理の徹底
- (3) 避難者及び運営スタッフの健康管理の徹底
- (4) 居住スペースの確保及び避難所の確保
- (5) 避難者等への理解と協力
- (6) 自宅療養者も含めた感染が疑われる避難者への適切な対応

3 具体的な対策

- (1) 避難所の過密状態の防止
 - ・平常時から在宅避難や親戚、友人宅等への避難の検討を周知する。
 - ・車中泊の避難者にはエコノミークラス症候群や防犯対策などの注意喚起を行う。
- (2) 避難所の衛生管理の徹底
 - ・手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底するよう避難者に周知する。
 - ・窓あるいはドアを開け、定期的に換気を実施する。
- (3) 避難者及び運営スタッフの健康管理の徹底
 - ・避難者が避難所に到着した時に検温及び健康状態（風邪の症状、強い倦怠感、息苦しさ等）の確認を行う。
 - ・避難生活開始後も、毎日健康状態について確認を行う。
- (4) 居住スペースの確保及び避難所の確保
 - ・発災時にはできるだけ多くの避難所を開設するよう努める。
 - ・指定避難所以外の公共施設や民間施設を新たな避難所として活用できるよう努める。
 - ・居住スペースについては2m以上の距離をとって配置する。

(5) 避難者等への理解と協力

- ・避難の際にはマスクや体温計に加えて、避難者自身が必要なものを持参する。
- ・マスクを着用するよう周知する。
- ・発熱、咳、強いだるさ等の症状がある場合は、速やかに運営スタッフに申し出る。

(6) 自宅療養者も含めた感染が疑われる避難者への適切な対応

- ・自宅療養者等、感染者への対応については、保健所と連携して適切に対応する。
- ・感染が疑われる人が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳、強いだるさ等の症状が出た場合には対象者を隔離したうえで保健所及び専門機関に連絡し、対応する。